

# 動物愛護管理法改正に関する意見書

平成24年2月22日

民主党  
環境部門・動物愛護対策  
ワーキングチーム 御中

〒305-0051 茨城県つくば市 [REDACTED]  
(坂本博之法律事務所内)  
動物ボランティア団体全国民間ネットワーク  
(全国動物ネットワーク)  
代表代行 鶴田真子美  
電話 [REDACTED] [REDACTED]

前略

このたびの動物愛護管理法改正が動物の大幅な福祉向上と、実際の法運用において実効性が確保できるものとなるよう、以下の事項を実現していただきたくご意見を申し上げます。

## 1 オークション、インターネット等による通信販売の禁止

1. オークションでは、7週齢未満や45日齢未満などの社会化が不十分であり、かつワクチン接種も行われていない子犬・子猫が大量に出品されることが常態化しているとの指摘があります。また、インターネット等による通信販売では、実際に売買される動物を現認できないことから性格・特徴・人慣れの程度が不明なままで売買されたり、生育履歴及び病歴・健康状態が確認できない、注文した子犬とは違う子犬が届いたなど多くの問題点が指摘されています。
2. 人生の一時期を家族として一緒に暮らす犬・猫の健やかな発育、購買者保護、トラブルの未然防止の観点から、オークション及びインターネット等による通信販売は禁止すべきです。

## 2 8週齢未満の犬・猫の譲渡・取引・販売の禁止

1. 社会化が十分に達成され、問題行動を生じさせないためにも満8週齢を経過するまでは母親の元で生育が行われるべきです。8週齢未満で母親から引き離された場合、成長後において問題行動を起こしたり、生育や健康に悪影響を及ぼすとされる獣医師団体による調査や学術的知見もあることから8週齢未満での譲渡、取引、販売は禁止すべきです。
2. 一般社団法人日本小動物獣医師会が行った『動物愛護管理法改正に関連する幼齢動物の取扱についてのアンケート』（2011年12月）によれば、犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢が早過ぎた場合、性格形成の不良から来ると考えられる問題行動が見られたり、健康面に悪影響を及ぼしたりすることが多く指摘されています。

この調査では、「犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢が早すぎたための悪影響はありますか。」との質問に対して「ある」との回答は99.2% (751人) にも及んでいます。「犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢として最低何日以上が好ましいと思われますか。」との質問に対しては「1.60日」が最多で371人、次いで「2.90日」103人、「3.50日」84人、「4.56日」79人と続き、56日以

上の割合が81.3%となっています。（添付資料①）。

同調査における回答者数は761人ですが、日常、治療現場での観察を通じた結果であることから被観察対象動物（治療動物）は夥しい数に上ると想定できます。このことから調査の精度はかなり高いと考えられます。

3. 発育段階における問題行動について、動物行動学者のカレン・オーバーオール博士は「子犬が場所や仲間に対してもっとも強い愛着が生まれるのは6～7週目の時期である。この時期に家や仲間から引き離した場合、深刻な混乱と不安な状態にさせる影響が最も表れる」「犬を譲渡するのに最適な時期は生後6～7週であると考えているブリーダーやそのように書かれている本もある（Campbell, 1992）が、さまざまな研究によれば、子犬を譲渡する時期としてこれは早過ぎる。」とし、7週以前における子犬を母親から引き離すことには否定的な見解を述べています。

エーベルハルト・トルムラー博士は「8～12週」を「社会性を身につける時期」とし、「8～12週目に子犬は両親の犬との遊びを通じて社会的行動を身につけることから、この時期こそ、犬と人間との絆を構築しなければならない。」としています。

（以上、第4回動物愛護管理のあり方検討小委員会資料3「犬猫幼齢動物の販売日齢について」より引用）

4. OEC D加盟国のうち、欧米主要国では8週齢未満犬・猫の販売規制を行っていますが、この措置は合理的な規制として支持されています（添付資料②③④）。

5. 社団法人日本警察犬協会発行『動物たち』（1999年）において、藤井聡氏（PD公認一等訓練士）は「生後六十日くらいまで続け育った子犬は、その将来、愛犬家の家庭で落ち着いたある従順で温かな子犬として、しつけも施しやすく人との密なる絆を築き、飼い主と幸せに共生することができるのです。」と述べています。

6. ジェームス・サーペル博士の研究結果により7週齢から販売を可能とすべきであるとの主張がありますが、その著書『犬—その進化、行動、人との関係』（森祐司監修・武部正美訳、1999年初版第1刷／チクサン出版、原題*The Domestic Dog—its evolution, behavior and interactions with people. 1995*）には、次のように記されています。

「6～8週齢が社会化に最も適した時期であるという基本的な考え方に対する文献的な批判はしばらくみられなかった。しかし、最近になってSlabertとRasa（1993）は、6週齢で母犬から子犬を離すという実践的な提言に対し批判的な考えを示している。ジャーマン・シェパードの子犬の社会化と発達に関する研究のなかで、SlabertとRasa（1993）は6週齢で母犬と巣をとりまく環境（同腹たちから—という意味ではない）から隔離された子犬は、12週齢まで母犬と一緒に家庭で育てられた子犬に比べ、食欲不振や体重減少が認められ、ストレスや罹病率、死亡率が上昇するという報告をしている。」（127ページ）、「犬の問題行動を減らし、さらに無くしていくには、犬の問題行動の発達に関する知識が極めて重要であり価値があることはいままでもないが、今のところ我々は犬の大多数の問題行動の発達に関して正確な知識をほとんど持ち合わせていない、というのが本章から得られた最大の結論ではないだろうか。」（147ページ）

添付資料：

①日本小動物獣医師会「動物愛護管理法改正に関連する幼齢動物の取扱についてのアンケート結果」

②第4回動物愛護管理のあり方検討小委員会資料3「犬猫幼齢動物の販売日齢について」

③環境行政改革フォーラム論文集vol.3「イタリア愛護動物繁殖防止法とその後の課題」（鶴田真子美）

④Table of State Puppy Age Sale Laws ,Animal Legal & Historical Center ,Publish Date: 2006 (updated 2011) , Michigan State University College of Law より抜粋

### 3 販売動物の追跡調査(トレーサビリティ)制度の導入

1. 店頭で売られる犬・猫の中には、どこのブリーダーにより生産され、育てられたのかなど生育履歴が不明なままで売られていることが少なくないとの指摘があります。近親交配により生産されることもあることから、疾病に罹りやすく、短命ともいわれています。

人生の一時期を家族として一緒に暮らす動物について、購買者でもある飼い主は誕生、生育履歴を知る権利があります。

2. 繁殖母犬・母猫の追跡管理制度(トレーサビリティ)の導入により、飼い主は子犬・子猫の誕生・生育履歴等の飼養に必要な情報が適確に把握できるようになります。また、出産適齢期を過ぎた繁殖犬・猫の山林等への遺棄、行政処分施設への持ち込みなど、命を消耗品のように扱うといったモラル・ハザードを防止する武器にもなります。

### 4 動物愛護団体を「動物取扱業」への追加には慎重な判断を

1. 動物愛護団体を「動物取扱業」へ追加する理由として「団体数も多いことから」(動物愛護管理のあり方検討小委員会「動物愛護管理のあり方検討報告書」5 ページ下から4行目)を挙げています。しかし、法的規制を行う場合は、規制することによって獲得し得る公共の利益の摘示、または規制していないことにより毀損している公共の利益の摘示が必要なはずで

す。今般、これら事実の摘示はなく、「団体数も多いことから」との単純な量的な理由を挙げて規制を図ろうとしています。公序良俗に反する行為が相当量存在、または発生する可能性があるとして公共の利益を保持する観点から規制するのではなく、「団体数も多いことから」を理由にして規制を行っているものは他分野に存在するのでしょうか。日本国憲法で保障された結社の自由の権利を侵害する疑いもあります。

2. 社会的に問題を引き起こした団体に対して規制を可能とする定めは現行法や自治体条例にすでに存在します。これで対応できるとの指摘は自治体職員からも出ています。

3. 動物愛護団体による命の大切さと適正な飼い方の啓発、殺処分減少に向けた訴え、動物に起因する住民からの相談、このたびの東日本大震災(福島原発事故を含む)における動物保護への取り組み等は行政と軌を一にし、その成果は少なくありません。この観点からいえば、動物愛護団体とその活動は公共の福祉の増進に寄与していると考えられます。

4. 動物愛護団体を営利が主な目的として事業を行う「動物取扱業」に組み込んで法定条件を付して規制することは、上記3.に例挙げたような活動や、地域や身近な所で自然に芽生える命を大切にす

る気運を後退させる懸念があります。

行政と動物愛護団体との関係は「規制」ではなく、「協力」「協働」こそが必要だと考えます。

### 5 虐待を受けた動物を保護できる制度の構築

1. 虐待の定義については、児童福祉法及び児童虐待防止法を参考にした議論を求めます。

2. 虐待を受けた動物を行政、または動物に関係した団体が一時的に保護できる制度が必要です。

3. 虐待事案に対しては、警察が迅速に動けるように法整備を図るべきです。

### 6 自治体収容施設の環境改善、収容動物を「生かす」ための施策へ

1. 自治体の犬・猫収容施設は財政的な理由から劣悪な環境である所が少なくないといわれています。特に動物行政の拠点(本所)施設を除いた、主張所・支所等出先機関の収容施設では一日中光が射し込まず、夏には高温が常態化し、寒冷地の冬には糞尿も凍るような施設もあるとされています。

行政の収容施設が法令で定められている基準に抵触していいわけはありません。

国が関与することによって、自治体の出先機関で運営されている犬・猫収容施設の改善が図られるよう法整備を求めます。

2. 飼い主不明犬・猫の返還、里親譲渡の促進・強化、自治体が捕獲・保護した犬・猫の保管期間の延長

自治体が捕獲・保護した犬については、現行(狂犬病予防法第6条の8、9)では2日間を最低期間として生存の機会(公示期間中は保管)が与えられ、猫については処分及び保管期間が定められていません。一方で、動物愛護管理法第2条においては「何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、(後略)」と定められています。このことから、このたびの法改正においては動物愛護管理法の趣旨に則り、飼い主不明犬・猫の保管期間を最短でも「2週間以上」と定めることを求めます。

なお、The ペット法塾(代表・植田勝博弁護士、大阪府)が「所有者の判明しない犬猫の保管期間を、最短でも「2週間以上」と定めること」を含む、法改正の実現に向けて賛同署名を募ったところ、271,177名の方の署名が集まっています。

3. 狂犬病予防法第6条の7で定められている飼い主不明の犬を捕獲した場合の自治体への通知については、犬の移動能力が高いことに鑑み、捕獲地の自治体だけではなく、近接する一定範囲の自治体にも広げて通知すること、及び画像付きの文書で行うものとすべきです。

4. 犬・猫を殺処分することができる場合の具体的基準の策定

動物の命を奪うことができる場合は、具体的に明確に定め、正当な理由がある場合に限られるべきです。自治体が引き取った犬・猫については、譲渡等により生存を確保することを基本として、「原則殺処分、例外譲渡」から「原則譲渡、例外殺処分」への転換を求めます。

## 7 実験動物の情報透明化、実験動物・産業動物の福祉向上

1. 医療・産業面における研究に資する目的で極めて多くの動物実験が行われ、動物達の命が犠牲になっているとされています。しかし、外部からは実態把握が不可能な状態が続いています。

施設数・業者数・年間供給個体数など産業規模を把握するために必要な基本的な情報も、流通態様も不明であり、環境省も全く把握できていない暗黒大陸状態です。

2. 動物実験に関係する資料について文科省に情報開示請求をしましたが、ほとんど何も出てきません。命を利用するという特殊性と、規模も相当程度あると考えられることから業者・業界団体による自主管理に任せるのではなく、施設・取扱い等の管理基準を具体的、明確に定めるとともに、第三者機関による監視体制を構築し、実態の把握ができるようにすべきです。

3. 生業・営業として成り立っており、個々には少なくない量を取り扱っていると考えられますが「動物取扱業」には含まれていません。

現行において、実験動物生産者及び流通業者の登録は不要とされていますが、動物愛護管理法の基本原則に従って適切な取扱いを求める趣旨から登録は必要とすべきです。

4. 動物愛護法の適用範囲は家庭愛護動物だけに限定していないはずですが。実験動物、産業動物等が法の下で管理、保護され、最大限生きられる制度の構築を求めます。

## 8 飼い主が不明な猫の増加抑止対策

一部の自治体では飼い主が不明な猫の増加抑止対策として、一定のルールの下で住民等が野外で世話している「地域ねこ」に対して不妊・去勢手術処置費の助成、又は不妊・去勢手術の必要性を啓発する目的で助成を行っています。これら対策を後押しするためにも法的位置づけと、国の支援を求めます。

## 9 大規模災害時の動物救護対策

1. 近い将来、首都直下及び東海・東南海・南海地震等による大規模災害の発生が危惧されています。これに備える動物保護対策として、東日本大震災（福島原発事故含む）における教訓を活かし、このたびの法改正に大規模災害時条項を追加するよう求めます。

（国の「中央防災計画」、自治体の「地域防災計画」に犬・猫の避難・救出項目を追加）

2. わが国のどこで暮らしていても、大規模災害時には犬・猫と同伴避難し、暮らすことが可能となる法整備を求めます。

3. 産業動物についても避難・救出ができるよう条件整備を求めます。また、被災動物の搬送に自衛隊等の輸送力を活用できるようにすべきです。

以上

※なお、本件に関しては、以下の連絡先にご連絡下さい。

担当運営委員／敦賀秀男  
（青森 ワンニャンを愛する会）  
電話 